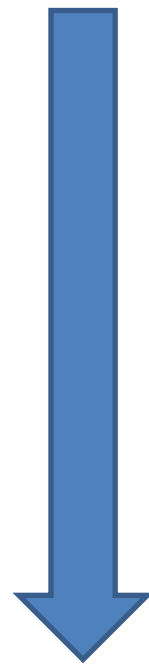


◇立地適正化計画・事前届出制度◇

その他

誘導施設・住宅の開発・建築等の
届出制度に該当しないもの



これまでどおり、開発・建築等の手続きが必要です。

開発	○3,000 m ² 以上： 開発許可申請（佐賀県） ○1,000～3,000 m ² 未満： 開発行為届出（小城市）
建築	建築確認申請

開発・建築について、
[詳しくはこちら](#)をご覧ください。

※農地を転用する場合

開発・建築を行う前に、農地転用の手続きが必要
です。農地によって転用基準が異なります。
詳しくは農業委員会へお尋ねください。

※農振農用地(青地)を転用しようとする場合

農地転用の前に、農振除外の手続きが必要
です。詳しくは農林水産課へお尋ねください。

農地に関することは、[こちら](#)をご覧ください。